

日本大百科全書

ENCYCLOPEDIA
NIPPONICA
2001

8
けーこうの

小学館



日本大百科全書 7

©SHOGAKUKAN 1986
昭和61年1月1日 初版第一刷発行
定価 7,800円

編集著作 相賀 徹夫
出版者

発行所 小学館

郵便番号 101
東京都千代田区一ツ橋 2-3-1
振替 東京 8-200 番
電話 編集・東京 03-230-5620
業務・東京 03-230-5333
販売・東京 03-230-5739

印刷所 凸版印刷株式会社

本文 (特抄百科用紙) 王子製紙株式会社

口絵 (特抄アート紙) 三菱製紙株式会社

表紙 (特製クロス) ダイニック株式会社

製本 凸版印刷株式会社
若林製本株式会社

- * 本書に掲載した日本関係地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図、5万分の1地形図、20万分の1地勢図、2万5千分の1土地利用図および『日本国勢地図帳』を使用したものです。
- * 造本には十分注意しておりますが、万一、落丁・乱丁などの不良品がありましたら、おとりかえいたします。
- * 本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版者の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ小社あて許諾を求めてください。

Printed in Japan

ISBN4-09-526007-6



東山魁夷『年暮る』部分



東山魁夷画『年暮る』
1968年（昭和43）73.0×100.0cm
（山種美術館）

京の街に、しんしんと雪は降る。
遠く、近く、おごそかな鐘の響き――
一つ一つの屋根の下に、
人それぞれの想いを籠めて、
年が過ぎ、年が明ける。

（東山魁夷・文）

絵本から百科事典へ

私は小学校に行くまえ、父の厳命で祖父から漢文の『四書』を習わされた。素読そとくといって『論語』や『孟子』の本文を、祖父について訳もわからずただ大声を張り上げて読んだのであるから、子どもとしては嫌で嫌でたまらなかった。離れの祖父の部屋から帰ってくると、いきなり『四書』を畳の上に投げ出して、現代の漫画にあたる当時の絵本に飛びついた。読むのではなく眺めふけていたといったほうがいいであろう。

「太閤記」をはじめとして私の絵本の数は知れているので、やがてすぐ飽きて、洋書の絵入本、たとえばドイツの『ブロックハウス』の辞書などの頁を繰って挿図を眺めることになった。特に精巧な設計図が大好きで、「器械御本」といって、訳もわからずに眺め入っていた。幼い私の好奇心をよほど刺激したものとみえる。英語はもちろん、ドイツ語などに全然無縁だった私のような幼児をひきつけたのが、ドイツの百科事典の挿図だったのであるから、昔も今も百科事典における図解の重要性を具体的に示すものである。

中国の挿図本のなかでもっとも代表的なのは、最後の専制王朝である清朝の康熙帝（一六五四—一七二二）が、勅命をもって編集出版した『古今圖書集成』である。その豊富な挿図は精巧を極めていて、世界最大の豪華事典であるけれども、なにしろ古い銅活字本であるから、小学館のこの『日本大百科全書』のような進歩した印刷技術を縦横に駆使したものは、まったく同日の談ではなかったけれども、一万巻という規模と、内容の点からすると、古今に冠絶する大事典であったことは争えないであろう。

外国語が少し読めるようになると、西洋の百科事典の解説のすばらしさが少しずつわかってきた。『ブリタニカ』などのとき簡潔でゆきとどいた事典は、日本ではとてもできないだろうと絶望していたのであるが、今日のような『日本大百科全書』が現われてくるとは夢にも思わなかった。

宇宙とはいったい何かとは、人間が知識をもち始めたころから最大の問題であった。大事典とは、いわばこの解答を用意しているのであるが、社会の進歩につれて、知識が止めどもなく増加するので、限られた紙面に全部漏れなく盛り込むことが困難になってくる。知識を全部網羅しようと、中国の『古今圖書集成』のように中国の専制君主の知的好奇心にまかせて編集すると、規模が巨大になりすぎて、出版も困難になるし、検索さえも容易でなくなつて、実用にならなくなつてしまった。これに対して万人のために作られる大百科事典は、印刷技術などによってできるだけ紙面を制限しながら、適当な形態を維持していくことになる。完結した際は本書はどんな立派なものになるであろうかと、今からそれを楽しみにしている。

貝塚茂樹

（貝塚茂樹）

装丁

亀倉雄策

本扉／書

青山杉雨（連作書体のうち、後漢時代の八分）

巻頭口絵

東山魁夷

本文五十音題字

木元壽美江

きよえ

際に得られた約二万点。量・質ともに第一のものを上回り、研究が急がれている。(尾形 勇)

清岡卓行 きよおかたかゆき (一九三三) 詩人、小説家。旧満州(中国東北部)大連生まれ。東京帝国大学仏文科に進み、大連の両親のもとで敗戦を迎える。第一詩集『氷った焰』(一九五五)にも、妻となった女性を純粋昇華した形で歌った詩が多かったが、その妻を喪った悲しみを散文化した小説『朝の悲しみ』(一九六九)を書き、ついで発表した『アカシヤの大連』(一九七〇)で第六二回芥川賞を受賞。作風は本質的には詩人らしく、透明でやや抽象的な叙情性に富む。引揚げ後三十数年ぶりの大連再訪で得た『大連小景集』(一九八三)は、一見個人的回想旅行記にみえながら、近代日本の歴史が浮き出る小説集。ほかにユニークな評論集『手の変幻』(一九六六)、長編に『海の瞳』(一九七〇)、詩礼伝家(一九五五)などがある。(中石 孝)

④『清岡卓行詩集』(一九六六・思潮社・現代詩文庫)▽『アカシヤの大連』(講談社文庫)
許可 きよか 一般的禁止(不作爲義務)を特定の場合に解除し、適法に特定の行為をなすことを許すことをいう。公共の福祉に反する個人の行動を規制する行政の手法の一つで、個人が行動に出る前に、その行為が許されるかどうかを事前にチェックするシステムである。行政法上の観念で、実定法上の用語例とは関係がないので、法律の規定上、認可・免許とよばれるものも、学問上では許可になることがあり、逆に実定法上、許可ということばが用いられていても、学問上は特許や認可とされることもある。許可制度の置かれる法領域や目的により、警察許可、規制許可、財政許可などに分けられる。飲食店の営業許可、公衆浴場の許可、旅館業の許可、自動車運転免許、風俗営業の許可、薬の製造承認、酒屋の販売免許、農地転用の許可、バス・タクシーなどの免許、住宅団地などの開発許可などがその例である。建築確認は建築計画が法令に適合することを確認する行為で、いわゆる確認行為の一種であるが、建築の一般的禁止を事前に解除する許可的な性質も有する。

甲・乙がともに旅館業の許可を出願した場合、甲・乙が欠格事由に該当せず、当該旅館が公衆衛生上の基準に合致する限り、両者とも許可を与えられる。現実には営業できるかどうかは甲・乙間の民事訴訟により決められる。また、自分の建物について他人が営業許可を得ても、その取消訴訟を提起する利益は認められない。したがって、所有権に基づき明け渡しなどを求めるべきである。

許可を要する行為を許可を得ないでしたときは、処罰されるとともに行政強制の対象となることがあるが、その行為の私法上の効力には関係がない。たとえば、道路運送法による免許を受けない、いわゆる白タク(白ナンバーの無免許タクシー)の経営者は同法違反により処罰の対象となるが、その乗客は料金支払義務を免れない。建築確認を得ないで建築基準法違反の建物を建てること、処罰の対象となるほか、行政代執行により取り壊されることありうるが、その所有権は否定されない。

許可と混同しやすい概念として、特許、認可がある。特許は相手方に権利・権利能力・包括的な法的地位を設定する点で、権利を与えない許可と区別され、認可は法律行為に効力を与える行為である点で、私法上の効力を左右しない許可と区別される。↓認可 ↓特許 ↓警察許可 ↓許可営業

魚貝毒 きよかいどく 魚類や貝類など水産動物に存在し、人間や他の動物に有害な物質をいう。魚貝毒には、これを食べると食中毒をおこさせるものと、刺されて体内に入ると激痛、けいれん、麻痺を生じさせるものがある。食中毒をおこす魚貝毒は、魚類からテトロドトキシン、シガトキシン、マイトトキシン、パリトキシシンが知られており、貝類からサキシトキシン、ゴニオトキシン、麻痺性貝毒、下痢性貝毒、スルガトキシン、ネオスルガトキシンが知られている。フグ毒はフグ類のみでなく、カリフォルニアイモリ、カエル、ツムギハゼ、ヒヨウモンダコ、巻貝、ヒトデにも含まれるテトロドトキシン(Gynerxin)によるもので、このハ・セ・グラムは体重二〇gのマウス五〇匹を殺すことが出来る。水溶性、耐熱性の神経毒で、中毒すると三〇分以内に口唇、舌端が麻痺し、ついで中枢神経が冒されて死に至る。熱帯、亜熱帯のサンゴ礁にすむフエダイ、ハタ、ウツボなどのシガラ毒は、シガトキシン、マ

イトトキシシンなどによるもので、海藻表面に付着した鞭毛藻の一種がこれらの毒をつくり、鞭毛藻を食した巻貝や草食魚、ついで肉食魚と順次毒化していく。中毒すると、低温の物体に触れると痛みを感じ、運動失調や下痢をおこす。この毒による死亡率は低い、回復は遅い。刺されて体内に入ると障害をおこす魚貝毒には、タコによるチラミンやヒスタミン、イモガイ類の棘毒、クラゲ類の刺胞毒などがある。↓毒魚

許可営業 きよかえいぎょう 営業するために行政庁の許可を要する業種をいう。営業の自由は憲法第二二条で保障されているが、公共の福祉に反してはならないという制約がある。営業が公共の福祉に反しないよう行政的にチェックし監督する方法としては、事前に届出をさせ、違法行為があれば事後的に禁止命令を出す方法と、あらかじめ違法がないか審査して、基準に合格したものにのみ営業を許す方法とに大別される。後者の方法の対象となつてるのが許可営業である。飲食店、旅館、質屋、風俗営業、古物商、酒屋、バス・タクシーの営業など、その例である。↓許可 ↓登録 阿部泰隆

許可漁業 きよかぎぎょう 水産資源の保護、漁業紛争の調整など公益上の目的から、自由に営むことを禁止している漁業について、特定の者に限り禁止を解いて漁獲を行えるようにするのが許可漁業である。ただし、禁止を解除して以前の自由を回復するのみであって、それ以上の地位を保障するものではない点、免許漁業と法的な性質を異にする。この許可漁業には大別して二つの種類がある。漁業法(五二条)に直接基づいて農林水産大臣が許可する指定漁業(大臣許可漁業)と、都道府県漁業調整規則(漁業法六五条による)に基づいて行われる知事許可漁業とである。指定漁業は、全国的に統一した規制を必要とするものが対象となり、主要な大型漁船漁業はほとんどすべてこれに入っている。知事許可漁業は、それより小型の地方的な漁業を対象としており、業種は非常に雑多である。ただし中型巻網漁業など四業種については、許可隻数の最高限度等を大臣が統一的に規制しており、大臣わく法定知事許可漁業といわれる。

巨核球 きよかくきゅう 骨髓に存在する細胞で、血小板を形成する。径四〇～一五〇μメートルの巨大細胞で、未熟な巨核芽球とよぶ幹細胞

居延漢簡

きよえんかんかん

中国、甘肅省北部の居延川下流域で発見された漢代の文書。長さ二三センチ(漢代の一尺)ほどの木の札(牘、木簡)に墨書されている。この地域は、漢代の張掖郡居延県にあたり、前漢武帝期から後漢初期における対匈奴戦の前線基地であったため、文書の内容は、多くは基地の経営に関する公文書である。居延簡には二種類ある。第一は、一九三〇年、スウェン・ヘデリンを団長とする西北科学考察団の支隊が採集した約一万点。現物は日中戦争の混乱により所在不明となり、写真版のみが残る。最近、出土地点を記録した当時のノートが北京で発見され、再整理が可能となった。第二は、一九七二～七六年に甘肅省居延考古隊によって改めて発掘調査された

居延漢簡 きよえんかんかん 中国、甘肅省北部の居延川下流域で発見された漢代の文書。長さ二三センチ(漢代の一尺)ほどの木の札(牘、木簡)に墨書されている。この地域は、漢代の張掖郡居延県にあたり、前漢武帝期から後漢初期における対匈奴戦の前線基地であったため、文書の内容は、多くは基地の経営に関する公文書である。居延簡には二種類ある。第一は、一九三〇年、スウェン・ヘデリンを団長とする西北科学考察団の支隊が採集した約一万点。現物は日中戦争の混乱により所在不明となり、写真版のみが残る。最近、出土地点を記録した当時のノートが北京で発見され、再整理が可能となった。第二は、一九七二～七六年に甘肅省居延考古隊によって改めて発掘調査された

居延漢簡 きよえんかんかん 中国、甘肅省北部の居延川下流域で発見された漢代の文書。長さ二三センチ(漢代の一尺)ほどの木の札(牘、木簡)に墨書されている。この地域は、漢代の張掖郡居延県にあたり、前漢武帝期から後漢初期における対匈奴戦の前線基地であったため、文書の内容は、多くは基地の経営に関する公文書である。居延簡には二種類ある。第一は、一九三〇年、スウェン・ヘデリンを団長とする西北科学考察団の支隊が採集した約一万点。現物は日中戦争の混乱により所在不明となり、写真版のみが残る。最近、出土地点を記録した当時のノートが北京で発見され、再整理が可能となった。第二は、一九七二～七六年に甘肅省居延考古隊によって改めて発掘調査された

居延漢簡 きよえんかんかん 中国、甘肅省北部の居延川下流域で発見された漢代の文書。長さ二三センチ(漢代の一尺)ほどの木の札(牘、木簡)に墨書されている。この地域は、漢代の張掖郡居延県にあたり、前漢武帝期から後漢初期における対匈奴戦の前線基地であったため、文書の内容は、多くは基地の経営に関する公文書である。居延簡には二種類ある。第一は、一九三〇年、スウェン・ヘデリンを団長とする西北科学考察団の支隊が採集した約一万点。現物は日中戦争の混乱により所在不明となり、写真版のみが残る。最近、出土地点を記録した当時のノートが北京で発見され、再整理が可能となった。第二は、一九七二～七六年に甘肅省居延考古隊によって改めて発掘調査された

居延漢簡 きよえんかんかん 中国、甘肅省北部の居延川下流域で発見された漢代の文書。長さ二三センチ(漢代の一尺)ほどの木の札(牘、木簡)に墨書されている。この地域は、漢代の張掖郡居延県にあたり、前漢武帝期から後漢初期における対匈奴戦の前線基地であったため、文書の内容は、多くは基地の経営に関する公文書である。居延簡には二種類ある。第一は、一九三〇年、スウェン・ヘデリンを団長とする西北科学考察団の支隊が採集した約一万点。現物は日中戦争の混乱により所在不明となり、写真版のみが残る。最近、出土地点を記録した当時のノートが北京で発見され、再整理が可能となった。第二は、一九七二～七六年に甘肅省居延考古隊によって改めて発掘調査された

胞の核だけが分裂し、複雑な分葉巨大核をもった巨核球になる。この巨核球の細胞形質中に二重膜がつくられ、これが網状に広がり、互いにつながって細胞質を細かく区分する。この区分されたものが血小板となる。

漁獲制限

ぎよかくせいげん 漁業規制

キーガ湖 Lake Kyoga 東アフリカ、ウガンダ中央部の湖沼地帯にある湖。西

北西から東南東方向に細長く谷状を呈する。長さ二二〇、面積二二八〇平方。湖面高度は一〇三三。湖面高度が約一〇〇、最高ビクトリア湖から流出するビクトリア・ナイル川の中流部で、北西部の地塊が緩く東方へ傾動することにより排水不良となつて生じた湖の一つである。この付近は年降水量が一〇〇〜一四〇〇あり、湖面周辺はパピルス、スイレン、ヒツジグサなどが繁茂する。ビクトリア・ナイル川のキョーガ湖への入口にあるナマサガリと出口のマシンディ・ポートとの間は航行可能である。

魚粕

ぎよかく 多獲性の魚類であるサンマ、イワシなどを原料として、非連続的に煮熟あるいは蒸煮、圧搾、乾燥の工程でつくる製品。魚粕ともいう。全魚体を原料としたものを身粕、頭や中骨、ひれなどを原料としたものを骨粕という。フィッシュミールが大型プラントにより生産されるのに対し、魚粕は小規模工場で生産されるものが多い。粉碎を行わないで製品とするので原料魚の原形が残っており、飼料に配合する際に粉碎されることが多い。

望月 篤

ギョカルプ

Ziya Gokalp (一八六九〜一九三三) オスマン朝末期の思想家。トルコ主義を主張し、トルコ共和国成立の思想的基礎をつくつた。アナトリア南東部のディヤル・バクルで生まれる。故郷で学び、のちイスタンブールの獣医学学校で学んだ。卒業後、反政府活動を理由に九か月投獄される。出獄後故郷に帰り、一八九九〜一九〇八年の間、教師を務めたが、一九〇九年統一と進歩委員会(青年トルコ党)の招きによりサロニカに出て中央委員となった。中央委員会の移動に伴いイスタンブールに移り、イスタンブール大学で哲学を教える。雑誌「若いペン」の発刊、「トルコの炉端」の組織など行動面においてもトルコ人の覚醒に努力した。第一次世界大戦後マルタに追放されたが、帰国後、ディヤル・バクル選出議員となつて活躍した。

設業國廣

清川(村) きよかわ(むら) 神奈川県中西部、愛甲郡にある県内唯一の村。丹沢山地の北東斜面を村域とし、中津川上流地域は丹沢大山国定公園。その下流と南東流する小鮎川上流の県道(藤野伊勢原線)に沿う北西・南東方向の牧野煤ヶ谷構造谷沿いに丹沢大山県立自然公園地域で、かつ村内の中心地域。煤ヶ谷、宮ヶ瀬の両中心集落もここに発達。ここはまた県内の山村の典型で、シカ、イノシシの獣害防除を先行させねばならない地区である。農耕地は農林業用地のわずかに五%にすぎないが、米麦作のほか、シタケ、茶、クリの栽培やニワトリの多頭羽飼育をして生産性の向上に努めている。また村域の九五%を占める林地はスギ、ヒノキの適地とされる。最近中津川上流に国営宮ヶ瀬ダムの建設が始められている。それは洪水調節と都市用水の増量を図るため石小屋(愛川町)に高さ一四九のダムを築造するものである。煤ヶ谷に別所温泉がある。人口三三三九。(浅香幸雄)

地二万五千分の一地形図「上溝」「厚木」「青野原」「大山」

清川(村)

きよかわ(むら) 大分県南部、大野郡にある村。村名は、村内を流れる大野川支流の奥岳川などの清流にちなむ。河谷低地や南西部丘陵地の米作、北部丘陵地の麦、タバコ作、南部山地の林業とシタケ栽培が主産業である。北部を豊肥本線が通り、牧口駅南方一の砂田が村の中心。大野川右岸段丘面上の岩戸遺跡(国指定史跡)は後期旧石器時代の集石墓を出した。人口三二六一。

兼子俊一

地二万五千分の一地形図「三重町」「中津留」「竹田」「小原」

清河八郎

きよかわはちろう (一八三三〜一八六三) 幕末の志士。姓は生地清川にちなむもので「清川」とも書く。庄内藩郷士斎藤治兵衛家寿の長男。幼名元司、のち正明。一八四七年(弘化四)一八歳で江戸に出て東条一堂の塾に入門し文を学び、剣を北辰一刀流の千葉周作に学んだ。関西、四国、九州へ旅行し熱烈的攘夷論者となり、真木和泉、平野国臣らと親交を結んだ。六三年(文久三)二月幕府の浪士組(後の新選組)編成に応じて上洛し、その中心人物であったが、幕府に反して尊攘を主張して近藤勇・土方歳三らと対立、東郷を命ぜられた。江戸に帰ってから、横浜外国人居留地の焼打ち準備を進めていたが、同年四月一日に、江戸

準備を進めていたが、同年四月一日に、江戸

魚眼石	学名・英名	apophyllite
	化学組成式	KCa ₄ Si ₈ O ₂₀ (F,OH)・8H ₂ O
	副成分系	Na
	結晶系	正方, 斜方
	硬度	4.5~5
	比重	2.4
	比色	無, 白, 淡青, 淡黄
	光沢	ガラス〜真珠
	条痕	白
	劈開	一方向に完全
	その他	フッ素魚眼石 fluorapophyllite F>OH 水酸魚眼石 hydroxylapophyllite OH>F

麻布一の橋で幕府見廻組佐々木只三郎らに暗殺された。年三四。郷里の山形県東田川郡立川町清川に清河八郎記念館がある。著書に「西遊草」がある。

魚眼石

ぎよがんせき 沸石類に外観は似るが、やや硬度が大きい。正方維状または正方板状の結晶をすることが多い。最近、フッ素より水酸基の多いものが発見され、水酸魚眼石といつて別種扱いになった。従来知られていたものはフッ素魚眼石といわれることになった。したがって魚眼石は両者をさすグループ名として使われる。カリウムをナトリウムで置換されたフッ素魚眼石はソーダ魚眼石とよばれ、岡山県山宝鉱山で世界唯一の産出がある。普通、魚眼石グループは正方晶系に属するが、一部に斜方晶系のものがある。また、ソーダ魚眼石は斜方晶系に属する。玄武岩、安山岩、凝灰岩などの空隙中、花崗岩ベグマタイト中、スカルン中に各種沸石、方解石などと共生して産する。熱すると薄片となつて剝離しやすいので、英名はその意味のギリシア語から命名された。(松原 聡)

松原 聡

虚偽

ぎよぎん 英語の falsehood などに対応する概念であつて、普通は「事実と反すること」を述べることなどと定義される。しかし、事実とはいふた何であるかについては、さまざま哲学的議論がある。たとえば、「目の前に桃色のゾウがいる」といったアルコール中毒患者は、虚偽を述べたことになるのであろうか。当人に見えたものを事実とすれば、おそらく当人は事実を述べているのである。しかし、他人にはそのゾウは見えない。そのことから虚

虚偽



魚眼石 岐阜県神岡鉱山産 (×1)

偽だということにするなら、事実とは、他人に見えた事柄だということになるのか。しかし、それなら、他人が一人もいないときには、事実はないことになるのだろうか。こういったことを追いかけてゆくと、認識論上の長い議論に巻き込まれることになる。また、数学的命題の場合、表現している事実がかりにあるとしても、それは一義的には決まらない、とするのが、近ごろの論理学界の主流派の意見である。要するに「事実」というのは、哲学的に問題の多い概念なのである。

ところで、数学的な命題は、無矛盾な公理論に組み入れられたとき、その否定が定理である場合には、正しくないものとされる。このように、なんらかの基準によつて正しくないものとされる命題を「虚偽」あるいは「偽な命題」とよぶことがある。この言い方は、事実への言及を避けることができるが、そのかわり、虚偽であるかどうかは、基準に応じて変わる、相対的な性質だということになる。(吉田夏彦)

漁期

ぎよき 有用な水産生物をとるのに適した時期をいい、「りようき」ともいう。設定されている漁業あるいは漁獲物について、実際に漁獲しうる期間をいい、資源保護のために禁漁期のある漁業では法的に漁獲が認められていない期間である。漁獲対象となる水中生物は、一年中同じ割合でとれるわけではなく、ある時期に多量に漁獲されることが多い。その初期を初漁期、もっとも多くとれる時期を盛漁期、漁期の終期を終漁期という。一般に魚貝類は抱卵期が、海藻類は繁殖期が好漁期となる。また、漁期は種類あるいは漁業ごとに毎年ほぼ一定しているが、海況の変動などで多少のずれがある。たとえば回遊性の魚類では、地方によつて漁期

漁期

が異なり、サンマの例では北海道で八月、東北地方で九、一〇月、千葉県から静岡県地方では十一月と漁期が南下する。また、ブリなどのように一年に北上と南下の二度漁期となる地方もある。

〔吉原喜好〕

虚偽の意識

虚偽の意識 (きよぎよのいしき) falaches Bewußtsein

人々の社会的存在の真実を隠蔽し、彼らの生活基盤としての社会諸関係の客観的構造から遊離している意識をさす。人々は、それぞれの生活過程のなかで、無数の社会諸関係に包摂されており、またこのことを通じて社会の客観的な構造を日々に再生産している。したがって、ここには、人々の社会構成体のなかでの客観的な位置と、彼らが主観的に抱く生活意識や社会意識との連関がどのような内容のものであるかという問題が生じてくる。

マルクスとエンゲルスは、『ドイツ・イデオロギー』(一八四五～四六)において、資本主義社会の生産関係、階級関係と資本家階級、労働者階級の意識との構造的な連関を浮き彫りにした。ルカーチは、さらに、このような社会的存在と社会意識の連関のなかで、自らの階級支配の構造を「隠蔽」しようとする資本家階級の意識を虚偽の意識とし、そのような階級支配の構造を自らを客観化し、変革しようとする労働者階級の意識を「真実の意識」とした。これに対して、マンハイムは、階級のいずれであるかを問わず、人々の社会的存在に適合しない社会意識のすべてを虚偽意識としてとらえようとする。

いずれにしても、マス・メディアが発達し、階級支配の構造が複雑化している今日では、被支配者階級の人々の社会意識の内部での彼らの階級意識と、支配者階級のイデオロギーの浸透としての虚偽の意識との対立と緊張が問題の焦点である。↓イデオロギー ↓社会意識 田中義久

④ K・マルクス、F・エンゲルス著、廣松渉編・訳『ドイツ・イデオロギー』(一九五五・河

出書房新社) ▼ルカーチ著、城塚登・古田光沢『歴史と階級意識』(一九六六・白水社) ▼

マンハイム著、鈴木二郎訳『イデオロギーとユートピア』(一九六六・未來社) ▼田中義久著

『社会意識の理論』(一九六六・勁草書房)

虚偽の出生届 きよぎよのしゅつしょうとけ 子が他人夫婦間の嫡出子として届け出られる場合がある。未婚の母が子を産んだ事実を隠してお

くとか、一種の迷信によるとか、養子とするつもりでというより養子以上の自分の子にするつ

もりでとか、いろいろな場合があり、一九四八年(昭和二三)の新戸籍法の制定までは、出生届に現在のような出生証明書をとくに添える必要がなかったところから、このような届がかなり行われていたようである。

このような出生届は虚偽であるから、それにより夫婦間の嫡出子となるわけはなく、利害関係人は、いつでも親子関係不存を確認の審判あるいは判決によって、これを否認することができるとされている。学説には、場合によっては、その間に養子縁組の成立ないしは内縁養子(事実上の養子縁組)の成立を認めてはどうかというものもみられるが、判例は反対である。最近話題とされている特別養子(実子特例法)制度の主張には、一部このような慣行を顧慮したものがあると考えられる。↓親子関係不存を確認

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

虚偽表示 きよぎようじ 相手方と通謀して内心の意思と合致しない意思(効果意思という)を表示すること。通謀虚偽表示ともいう。↓意思表示

漁業

ぎよぎよう

〔漁業生産の特徴〕

〔漁業生産の発展〕 原始より近世 近代漁業の展開 近・現代の日本漁業

〔漁業制度〕

〔国際的漁業調整と海洋新秩序〕

漁業は、自然の生態系の中で自律的に更新される水界の動植物を主として生産の対象とする採取産業であって、広義には、水界動植物を栽培、増殖、養殖する増養殖業を含んでいる。漁業と水産業は同義的に用いられる場合もあるが、一般的には後者は、水産資源の採取、増殖に、製造、加工、流通を含めたものの総称として、用いられる。本項においては、漁業の歴史の展開を中心に記述し、「水産業」の項で漁業を含む水産業の現状を中心に記述する。

〔漁業生産の特徴〕 海底・河川・湖沼の地形、水流、水温等の自然諸条件は地球上の地点によって異なっている。したがって水域ごとに水界の生態系も同一ではなく、水産資源の種類と量も異なってくる。また同一の水域であっても、季節によって、水温、海流等の自然条件は変化し、その変化に生物的に適応して、大部分の魚類は、それぞれ範囲を異にするものの、回

遊・移動する。漁業は、このような自然の生命過程を営む水界動植物を主として生産の対象とするという点で、同じく第一次産業に分類されている農林業や牧畜業とは、生産の性格を異にしている。陸上での原始的な狩猟や採取という生産活動は、生産の対象となる動植物を人間が管理し育成する産業である牧畜業、農林業へと発展してきたのに対し、漁業は狩猟的、採取的生産を基本的な性格とする産業である。このような農林業、牧畜業との相違は、第一に、漁業では、広大な海洋に生息する水産資源が豊富で無尽蔵であることとみなされてきたこと。第二に、海洋の巨大な自然諸力を特定の魚類の繁殖、成長に適した環境に改造し、制御することに技術的な困難さがあり、海洋を水産資源の牧場のよう利用することは、なお海洋、魚類の管理技術の発達にまたなければならないこと。第三に、一九七〇年代後半に至るまで、各国の領海を除く広大な海洋が公海としてどの国にも属さず、基本的には自由に漁業を営むことができたこと、などの点に由来している。

以上のことから明らかに、漁業生産の特徴は、第一に、自然の豊かさの現れである水産資源の状況に大きく規定されることである。漁獲のための網や船など同一の労働手段と労働方法を用いても、水域によって漁獲量は異なり、また同一の水域でも、自然の変動によって水産資源の状況が異なり、漁獲量が年々変動するのである。第二に、漁業生産では、漁場、漁期が、水界の動植物の生態、習性と自然条件によっても規定されることである。水界の生産の対象となる動物は産卵や索餌のため、適温や適した水域を求めて季節的に回遊、移動する。漁業生産の場である漁場は、魚群が群生し、あるいは回遊、移動する状況に応じて、季節的に、また日々に変化する。さらに、回遊、移動することによって、年々変化する。それに加えて天候による制約がある。たとえば悪天候が続く季節には出漁が困難であり、南大洋や北洋などでは操業期間が限定されている。このように漁業の産業的特徴は、漁獲量に変動があつて、生産が不安定であり、したがって生産活動が不規則となり、また季節的な制約をもつことである。これを漁業労働の側からみると、工業労働一般に比べて、日々の漁の模様によって労働が不規則に変動し、季節的な繁閑が大きく、さらに海上に

おける労働は、天候の影響を受けやすく、海難事故や操業中の事故の危険性が高いことを特徴とする。漁業経営の側面からみると、生産の不安定性や海難事故の危険性は経営を不安定にする。また、だれにも属さない無主物である水産資源の先取をめぐって漁業経営間の競争は過度になりやすく、その結果、対象水産資源の乱獲を導き、経営を悪化させる傾向がみられる。逆に、優等な漁法、漁場を発見した経営には高い利潤が獲得される。したがって、確実な生産と漁獲の増大を目的として、漁具、漁船、漁法の改良が長年にわたって積み重ねられてきており、近代以降では工業の発展が漁業生産手段を革新し、漁獲量の飛躍的増大をもたらしたのである。

現代の漁法も魚類の生態に対応して網漁法と釣り漁法に大別される。網漁法には主として(1)引網漁法(海底に生息し、広範囲には回遊、移動しないタラ・カレイ・ヒラメ等の底魚類を網を引き回して漁獲する漁法。トロール網、底引網等を用いる。)(2)巻網漁法(海の表層・中層を群をなして回遊するイワシ・サバ・アジ等の浮魚を網で取り囲んで漁獲する漁法。巾着網、揚繰網を用いる。)(3)刺網漁法(網を張って網目にかかるサケ・マス等をとる。)(4)定置網漁法(一定の場所に垣網を固定し袋網にサケ・ブリ等を誘導して漁獲する)がある。釣り漁法としては、広水域を回遊するマグロには長いロープに鉤を一定間隔でつけた延縄が、また群れをつくって回遊するが速泳力をもつカツオに対しては竿釣り漁法がある。しかし、海底の状況、海流、魚道のあり方等々、複雑な自然条件に対する世界各地の漁業者の経験と伝統によって、同一魚種に対しても種々の漁法が開発されてきた。漁法としては引網漁法と巻網漁法が漁獲能力が高く、近年ではカツオ・マグロも巻網で漁獲されるようになり、先進国の漁獲の大部分がこれら網漁業によるものとなっている。この漁獲能力の上昇は、無限とみられてきた水産資源の限界を明らかにし、このことから国際的、国内的に漁業調整が図られ、増・養殖技術の開発も進められることになったのである。

〔漁業生産の発展〕(原始より近世) 河川、湖沼や海浜に生息繁殖する魚貝藻類を採取、漁獲して食用および生活用具として用いる活動は、貝塚や低地遺跡等から明らかにされるように、原始時代から営まれていた。しかし、漁業が食

糧獲得の重要な手段となるのは、ヨーロッパでも旧石器時代後の中石器時代に入ってからのものであるとみられ、日本においても縄文時代になってからといわれる。日本の貝塚を構成する貝類も、地層、年代により異なるが、ハマグリ、アサリ、カキ、ハイガイなど多様であり、河口などではシジミ主体の貝塚も発見されている。貝塚や低地遺跡からはスズキ、クロダイ、マダイ、マダロ、サメなど多種の魚骨やイルカ、アシカの骨も出土しており、縄文時代に、今日われわれが食用とする沿岸性の水産資源のほとんどの種類を利用するに至ったとみられる。漁具、漁法としては、弓矢、やす、鉤、網が用いられ、網以外の漁具の素材は、石、鹿の角、獣・魚骨、竹・木などであった。網の素材には植物繊維が用いられたものとみられるが、どのような漁網が用いられたかは明らかではない。

古代・中世にかけて漁具、漁法の発展が徐々に遂げられてくる。骨角製の鉤、鉋から鉄製のそれになり、舟を利用した魚貝類の採取活動の範囲は広がり、塩蔵、乾燥等の加工、保存技術もくふうされてくるが、なお漁網の発達には十分ではなかった。しかし、日本では中世末には地引網が広く使用されるようになり、地域によっては手繰網が用いられてきた。網の素材は葛、藤、藁縄であったとみられる。

近世に入ると漁業は急速な発達をみた。江戸幕府の成立によって関東の沿岸各地に漁業がおり、江戸中期以降には東北、北海道沿岸の漁業も盛んになった。こうした漁業の発達の要因としては、城下町など都市における魚貝類の食料としての需要ばかりではなく、魚類を肥料として用いるという農業面からの需要が増大したこともあげられる。これらの需要が相まって魚類の商品化を促したのである。魚市場が江戸の日本橋に幕府の許可を得て開設されるのが一六〇一年（慶長一五）であり、魚問屋は京都・大坂をはじめ各地に成立してくる。肥料には干鰯、干鰯等が用いられ、これの漁獲のために大規模な地引網あるいは敷網、大綱網などの定置網の発達が促された。網の素材も、江戸中期以降には藁縄にかわって細くて強い麻糸が各種の網や定置の袋網に使用されるようになった。対象魚類の習性に応じた精巧な漁網が各地で考案され、漁網の種類も増加した。一七世紀後半には網取り法による捕鯨業がおこって盛況を呈し

てゆき、加工面でも土佐節とよばれるかつお節の製法が考案され、カツオ一本釣り漁業も盛んになった。また浜を用いたカキやノリの養殖が広島湾、江戸の浅草で始まった。乾海參、乾鮑、鱈の三品をはじめ水産物の清国への輸出が、長崎から行われるようになったのもこの時代であった。このような漁業の発展は、一方で各地の漁村や漁業者間で漁場利用をめぐる紛争を引き起こした。幕府は一七四二年（寛保二）に、磯付根付の魚貝類は地元漁村の占有とし、沖合での操業は勝手とする海面利用の原則となる御触書を出す。これによっても漁法、漁業の発展につれて紛争は後を断たなかった。こうしたなかで日本漁業は幕末には、無動力の小型漁船を使用する沿岸漁業としては限界に達する生産力的発展を遂げたのである。

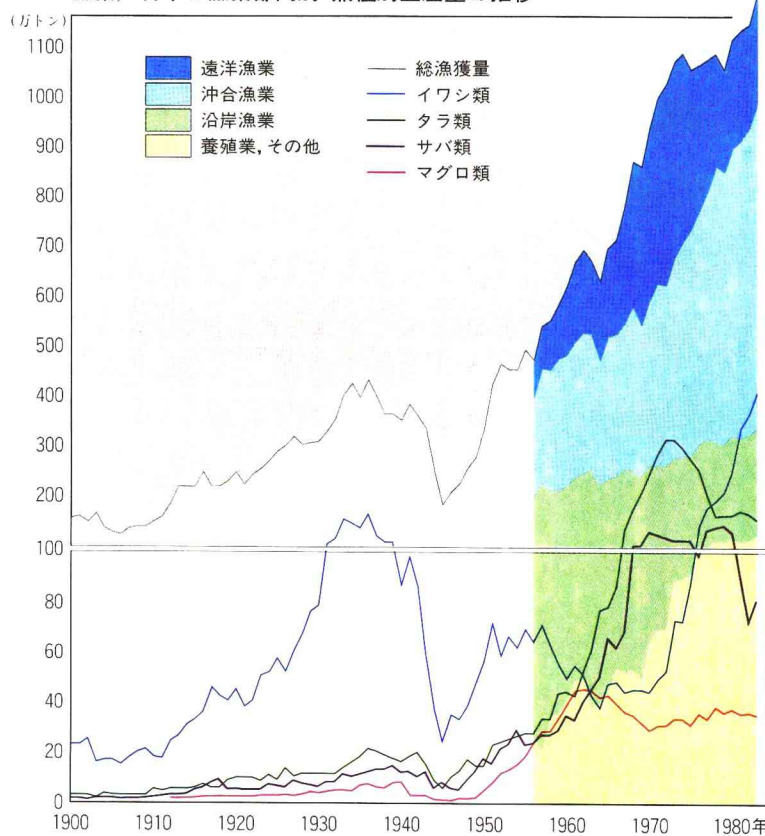
漁業は世界各地で中石器時代以降多様な発展を遂げてきたが、すでに『旧約聖書』にも釣りおよび網漁業の記述がみいだされる。その網の形状は明らかではないが、素材としては麻が用いられており、小型の地引網であったとみられている。ヨーロッパにおいて漁業が盛んになるのは近世初頭からで、その主要な漁業の一つはニシン漁業であった。ニシン漁には麻製の流し刺網が用いられ、塩蔵、薫製、酢漬などの加工技術の発展によって市場が拡大され、漁船、漁網の規模も徐々に大きくなっていく。延縄によるタラ漁も盛んになり、タラは塩蔵、乾燥加工されて販路を拡大し、また一八世紀後半から帆船によるトロール漁業も広まっていく。

なおオランダのグロティウスは、大航海時代を迎え、またバルト海、北海における漁業の発展を背景にして、一六〇九年『海洋自由論』を公刊して、公海自由の原則を唱えた。一国の領土とみなされる領海の範囲外を公海と規定して、そこにおける航海、漁業等海面利用を自由としたのである。この原則はイギリスをはじめとする大國にとって有利な理論であり、歴史的には一九七〇年代後半までの海洋利用秩序の基本となった。

「近代漁業の展開」産業革命の進展につれて、漁業生産も飛躍的な発展を遂げてくる。まず漁業の発展は、その主要な生産用具である漁網の需要を増大させた。一七七八年にイギリスで編網機の特許が取得されたが、実用に耐えうる編網機が開発されるのは一八三五年のことである。この機械化は近代綿工業の発展を基礎とするものであり、素材も麻から綿へと転換した。しなやかで精巧な綿網は漁獲能力を大きく向上させ、漁網の商品化を促進した。規模の大きな漁網を用いるには漁船も大型化しなければならぬ。しかし、一八世紀、また一九世紀前半においてはスコットランドのニシン漁業では、漁船の大型化が制約されたばかりか、短いニシン漁期に、少しでも天候が悪いと出漁することさえできなかったのである。また、大型漁船の入港しうる港では、漁船数の増加から、漁獲物水揚げに長時間待たなければならぬ状態であった。漁業生産と流通の結節点の役割を果たす漁港の修築は水産業発展の鍵であった。一九世紀には、おもに政府・地方自治体からの補助金によって、ときには漁業関連者、鉄道業者等の出資によって漁港修築がヨーロッパ各地で進められてくるのである。

綿網の使用と並んで漁業生産を革新したのが漁船の動力化とそれによる大型化である。汽船

漁業／日本の漁業部門別・魚種別生産量の推移



注：農林水産省「漁業養殖業生産統計年報（1984年版）」による

①



②



③



漁業 ①カツオの一本釣り漁業 南太平洋マーシャル諸島沖。カツオは温帯海域では夏季、熱帯海域では通年操業される。一本釣りとともに、大型の巻網によっても相当量が漁獲されている
②サンマ棒受網漁業 北海道根室沖。サンマは7～8月に北海道沖に姿を現し、その後南下する。サンマ棒受網の操業は、集魚灯を使って夜間に行われることが多い。近年はソ連も漁獲量を増している
③ベーリング海の機船底引網（トロール）漁業 太平洋の北東部はタラやアカウオなどの好漁場である。実際に網を引くトロール船と、とれた魚の冷凍、加工などを行う母船とで構成される船団が活躍する

に二〇世紀に入ると、漁船動力には、大量の石炭を搭載しなければならぬ蒸気機関にかわって、ディーゼル機関が用いられるようになり、漁獲物を収納する魚倉の容積が増大し、また漁船にも冷凍設備が備えられるようになり、遠洋漁場への出漁がいつそう可能となった。

に顕著にみられたように水産資源の減少をもたらし、各国に国際的漁業調整という課題を負わせることになった。

欧米においては、捕鯨業やラッコ、オットセイの海獣類も発展してきた。捕鯨は三〇〇〇四〇〇の帆船を母船として、それに捕鯨ボートを載せ、クジラを発見すればボートで接近して銃殺するという漁法であった。殺しても海面に浮いている脂肪の多いマッコウクジラがその対象であり、銃殺したクジラを母船で採脂した。

幕末にはクジラや海獣を追ってアメリカ、ロシアの漁船が日本近海に出没するようになったのである。その漁法に對し、一八六四年にノルウェー式捕鯨法が開発された。網をつけた鉈を捕鯨砲でクジラに撃ち込んで殺すもので、これによって、銃殺後、海中に没するクジラ類の捕獲も可能となり、一八七〇年代後半から急速に普及したのである。

〔近・現代の日本漁業〕明治維新以降の日本漁業は、漁網・漁具の改良、漁船の動力化を進め、沖合いから遠洋へと漁場の外延的拡大を遂げ、第二次世界大戦と占領下の漁区制限の影響を受けて一時的に生産を低下させたものの、一九五〇年（昭和二五）以降ふたたび新たな発展を実現してきた。

日本の漁業生産が躍進の時代に入ったのは明治四〇年代（一九一〇年前後）からである。この時代から漁獲量は一貫して上昇し、明治期に一五〇万トン前後であったものが、大正期に二〇〇万トン、昭和初頭に三〇〇万トン、一九三〇年代には四〇〇万トンに達するが、戦時下・戦争直後に生産は低下した。一九五〇年代以降、漁業は回復から新たな発展を遂げてゆき、七二年には一〇〇〇万トンに達したのである。

第二次大戦前における漁業生産の発展を支えた技術的条件は、一般的には明治中期以降の工業化の進展、とくに漁業に関連して、石油発動機、綿糸漁網と蒸気機関など生産の工業的な基礎が作りだされたこと、造船業が発達したこと、さらに、鉄道・海運といった輸送網の拡大・整備が国内市場を広げたことがあげられる。漁業部門としては、第一に石油発動機を動力とする漁船の動力化、第二に麻から綿漁網への転換、第三にトロール、捕鯨などの新漁法の欧米からの導入と、機船底引網漁業のような動力漁船と引網を組み合わせた漁業技術の開発があげられる。また漁業生産を推進した歴史的要因としては、第一に、漁業の振興を旨とした明治政府の諸政策、とりわけ水産博覧会等による内外の水産新知識・新技術の普及、および水産講習所・水産試験場による新技術・新漁場の開発、遠洋漁業奨励法（一八九七年（明治三〇）公布）による新漁業や漁船動力化の促進などがあげられる。第二に、カツオ一本釣り漁業に代表されるように沖合い・遠洋への出漁の志向を漁業者自身が強くもっていたことである。第三に、漁場的・資源的条件が日本の近海・沖合

い・遠洋にあったことである。北洋から黄海、東シナ海など広域にわたる漁場の存在が漁業発展の大きな要因であった。これら遠洋漁場の利用は公海自由の原則のつとめるものであるが、歴史的には日清・日露の両戦争と第一次大戦を通じて日本の海外領土と権益が拡大されたという事情がはずかっている。

石油発動機を動力とする漁船でカツオ釣りが開始されたのが一九〇五年（明治三八）であり、同じ年に汽船トロール漁業も試みられ、一九年（大正八）にはディーゼル機関が試用され、昭和初頭には無線電信・冷凍装置を完備したトロール船が建造されている。カムチャツカ方面の北洋を漁場とし船上でカニ缶詰を生産する母船式蟹工船漁業が企業化されたのが一九二一年であり、母船式サケ・マス漁業は三〇年代に本格的に発展した。ノルウェー式近海捕鯨は一八九九年（明治三二）に発足するが、一九三九年（昭和一四）には南氷洋に母船式捕鯨船団が出漁するまでに至った。漁港を国家が補助金を支出して修築するようになるのは一九一八年のことである。このように、第二次大戦前における日本漁業は、欧米に追い付くだけでなく、それを凌駕する成長を遂げた。

戦後も戦前の発展を基礎にして、さらに重化学工業の発達に即応して、新たな発展をたどった。綿網にかわり、じょうぶで軽く、腐敗しにくい合成繊維網の実用化、魚群探知機、航海衛星を利用した船の位置の測定、航行の自動化、急速冷凍施設、冷凍すり身設備を備えたトロール工船、漁業衛星による漁場情報の伝達など、漁業は、最新技術を用いた諸機械装置の複合体ともいえる漁船によって操業され、漁場は太平洋全域からさらに大西洋まで拡大する。しかし、一九七〇年代後半からの世界的な二〇〇海里経済水域の設定という新しい海洋秩序の形成は、遠洋漁業の発展に終止符を打つことになったのである。

〔漁業制度〕近代的工業生産力を基礎として発展した大量漁獲を可能とする漁業生産力の上昇は、既開発漁場では自然的に再生産される繁殖力を上回る漁獲をもたらす、水産資源を減少・枯渇させてきた。大部分の水産資源は自然物であってだれにも属さない無主物であり、漁獲されることによって初めて所有されることになる。したがって漁場が公海である場合には、無主物に対する先取得権によって、先取をめぐっ

て競争が激しく展開されることになる。その結果、新技術が急速に普及し、過度の設備投資競争が行われ、水産資源の減少・枯渇が加速される一方、経営費の増大に見合う漁獲をあげられず、経済的採算を悪化させる。したがって、水産資源を保護・管理して漁業者間の操業を規制・調整する制度が必要となる。近代漁業の発展史は同時に漁業調整制度の展開の歴史となったのである。

ヨーロッパでは、トロール漁業が盛んになってくるにしたがって、これに対する規制の問題が発生した。一八〇〇年にオランダでは、トロール漁業は魚類の繁殖に有害であるとして、その禁止が政府に請願された。フランスのトゥーロン湾では一八一八年以降一二年間にわたりトロール漁業が禁止され、一八五三年には漁獲し売買する魚類の体長を法律で定めた。イギリスでは一八八七年に海洋漁業規制法 (Sea Fisheries Regulation Acts) が公布され、また北海を中心とする漁場における漁船一隻当り漁獲量の減少と魚体の小形化が問題となり、一九〇二年からトロール漁業を対象として周辺一四か国による国際海洋開発会議が開催されるようになった。海獣類も、一八九一年に英米両国はベーリング海東部海上において両国民がオットセイ猟に従事することを禁止し、ロシアも九三年オットセイ繁殖地周囲とロシア領沿海一〇海里以内を禁猟区とした。

日本では沿岸漁場の占有利用権の主体と利用方法を定めた漁業法が一九〇一年(明治三四)に公布されるが、トロール漁業が開始されると、まもなく沿岸漁業者との間に深刻な紛争が発生し、〇九年汽船トロール漁業取締規則が制定されて禁止区域を定めた。また大正期の機船底引網漁業の急速な進展は沿岸漁場を荒廃させて、沿岸漁業者との間に激しい衝突を引き起こし、このため沿岸の一定海面を禁止区域と定め、操業には知事の許可を受けなければならないという機船底引網漁業取締規則が一九二一年(大正一〇)に制定された。しかし、その後も違反は絶えず、一九二九年(昭和四)には高知県で沿岸漁民が底引全廃を求めて県庁に押しかけるという事件まで起こるに至って、三〇年、三二年と取締規則が改正強化され、底引網漁業は農林大臣の許可漁業となった。

第二次大戦後のわが国の漁業制度は、明治の漁業法を廃止し、新たに一九四九年(昭和二

四)に公布された漁業法によって規定されている。この法律は漁業活動・漁場利用の秩序の維持と水産資源の保護を目的とするもので、沿岸海域については、定められた漁具・漁法で漁業を営む権利である漁業権を設定し、回遊・移動する魚類を対象とする漁業については農林水産大臣または知事による許可制がとられている。サケ・マス流し網漁業、捕鯨業、マグロ延縄漁業、トロール・底引網漁業、巻網漁業等の沖合い・遠洋で操業する漁業は総隻数または総トン数が定められ、あるいは禁漁区、禁漁期が定められている。しかし許可制の施行にもかかわらず、漁業生産力の上昇は、業種によって資源状態、経営状況の悪化を引き起こし、減船整理、業種転換という調整が繰り返されている。また養殖や増殖の新たな技術の開発によって、沿岸海域の利用形態も変わってきており、漁業権制度の見直しも課題となってきた。

〔国際的漁業調整と海洋新秩序〕公海の漁場に各国の漁船が自由に入り会って操業する場合に引き起こされる水産資源の減少・枯渇に対し、関係諸国は資源の共同調査、総漁獲量の規制、国別漁獲量の割当て等についての条約や協定を結んできた。先進諸国の大型トロール船が入り会って利用してきた海域ではとりわけこうした取決めが必要であった。漁業条約に基づく国際的な機構は一九八二年現在おおよそ二九に上り、ほとんどの海域にその効力は及んでいる。この機構には、FAO(国連食糧農業機関)憲章に基づくFAOの地域機関として設立され、調査、研究、情報の配布を主とするものもあるが、また、一九四六年に成立した国際捕鯨取締条約のように資源調査・研究だけではなく、保存すべき鯨種、漁期、禁止区域、体長制限、捕獲制限頭数などを規定し、強い規制力を發揮している条約がある。一九七〇年代からアメリカやイギリスで盛り上がりつつあった捕鯨反対運動の圧力も加わって、捕獲しうる鯨種と頭数も年々縮減され、わが国の捕鯨業も衰退を余儀なくされてきた。またこの条約に加盟している三六か国のうち、現在捕鯨を行っているのは日本とソ連の二か国にすぎず、捕鯨全面禁止の多数決の前に、わが国も近世からの歴史をもつ捕鯨業からの撤退が日程に上っている。

わが国は、一九八三年現在、日米加漁業国際条約、日米漁業協定、日ソ・ソ日漁業暫定協定、南極海洋生物資源保存条約などおもなもの

で二五の条約・協定を結んでおり、そのほか民間漁業協定も二つ結んでいる。この条約や協定には、前述の捕鯨取締条約のように二〇〇海里の排他的経済水域設定以前に結ばれたものもあるが、多くは設定に伴って内容を改めて締結されたものである。二〇〇海里経済水域内での外国漁船の操業に対しては、漁区・漁期の規定、漁船数・漁獲量・魚種の制限、入漁料の徴収、違反に対する罰金規定、操業に際しての監督官の乗船などの条項が盛り込まれている。

二〇〇海里の排他的な水域の設定の経緯には、公海自由の原則を掲げた先進国の近代的漁船による発展途上国周辺海域での操業に対する発展途上国の反発・ナショナリズムの高揚が底流をなしている。しかし同時に、その契機には、一九四五年にアメリカ大統領トルーマンが、アメリカの大陸棚資源に対する国家管轄権を主張した宣言があるのである。この宣言に倣って、同年にメキシコが、一九四六年にはパナマ、アルゼンチンが大陸棚の管轄に関する宣言を発し、さらに南米諸国のなかには主権宣言を行うものが現れてくる。一九六七年の第二回国連総会でマルタ代表が、海底資源は人類の共同財産であり、その利用に対する国際的秩序の必要性を訴えたことが、七三年の第三次海洋法会議の発足を促した。この会議の展開過程で、発展途上国は海洋の天然資源に対しても恒久的主権の主張を打ち出し、各国沿岸の二〇〇海里内水域を沿岸国の専管水域とする方向が強まったのである。

一九七六年四月にアメリカは漁業保存管理法を成立させ、七七年から実施し、EC(ヨーロッパ共同体)も二〇〇海里経済水域宣言を發して七七年に実施し、ソ連も七六年二月に二〇〇海里水域を設定した。わが国も一九七七年七月に二〇〇海里漁業水域を設定するなど、世界の主要国は七〇年代後半に相次いで二〇〇海里水域の設定を行い、海洋の新たな分割と利用秩序の体制が確立したのである。アメリカは一九八〇年にブロー法といわれる「アメリカ漁業促進法」を成立させ、八二年にさらにブロー法を修正し、自国漁船による水産資源の最適利用を促進・強化し、外国漁船の入漁を締め出してゆくとことを基本方針とすることになった。この二〇〇海里体制の確立によって、わが国のような遠洋漁業の操業を外国二〇〇海里水域に頼ってきた国は、漁獲量制限によって遠洋漁船の減船

が強いられ、また入漁料も増額される傾向があり、経営的には苦しい立場に追い込まれてきている。わが国がアメリカから支払う入漁料等は、一九七七年の一六億円から八三年には八六億円となり、ソ連水域への入漁に対する漁業協力費は八三年度で四二億五〇〇〇万円に上っている。ここに公海自由の原則によって漁業生産を遠洋漁場の開発・利用によって発展させるという生産力展開の時代は終わりを告げ、自国二〇〇海里内水産資源の合理的利用を模索する時代が始まったのである。↓水産業 (高山隆三) 日本学士院編『明治前期日本漁業技術史』(一九九・日本学術振興会)▽岡本清造著『水産経済学』(一九六・恒星社厚生閣)▽高山隆三他編著『現代水産経済論』(一九六・北斗書房)

漁業管理 ギョギョウかんり fishery management 漁業規制と同義語に用いられることが多いが、本来は資源管理に位置されたことばであり、資源管理が生物学的に資源の有効利用を問題にするのに対し、資源利用の経済的達成を高めることを目的に漁獲努力等の規制を行うことをいう。

その意味での漁業管理の必要性を初めて論じたのは、カナダの経済学者ゴードンである。彼の理論の背景には、世界でもっとも成功したとされる太平洋オヒョウ(大鮫)の資源管理、およびそれと対照的な漁民所得の貧困があった。多年にわたる漁獲量制限によりオヒョウ資源は最大持続生産量(MSY=maximum sustainable yield)に近い水準まで回復したが、その制限量までの漁獲は自由に競争させたので、漁船の増加と漁獲効率の向上によって操業日数が極端に短くなるなどの不経済を生み、総漁獲量の増加分をすべて費用の増加で食いつぶしていたのである。漁業者のために管理するというのであれば、漁獲量ないし漁獲金額の最大化(すなわちMSY)ではなくて、漁獲金額から費用を差し引いた利益部分の最大化を実現する努力投入を考えるべきだ、というのが彼の主張で、MEY(maximum economic yield=最大経済生産量)の理論といわれる。その後魚価変動の因子が導入されたり、静態論から動態論への理論の発展がなされる一方、管理方法についてもいろいろの提案が行われている。主要なものとしては漁業許可制、課税制、漁船別漁獲割当て制などをあげることができる。

漁業許可制というのは、M E Y の達成に必要な水準に漁獲努力量（漁船隻数）を制限しようとするものである。しかし、制限された枠内での高効率化競争による過大投資の問題が残る。課税制というのは、M E Y 部分を課税等で先取りし、漁獲競争そのものは収支一致の経済均衡にゆだねようとする方式である。アメリカ等が外国漁船に課している高率の入漁料はこれに相応するといえよう。漁船別漁獲割当て制は、各漁業者が割当て量を前提に最低費用による生産を行い、自律的にM E Y が達成されることをねらう方式である。南水洋捕鯨での国別割当て制にその原型をみるが、本格的な実践例はこれからである。日本では漁業権・漁業許可による努力量制限が行われているが、その内実は一般に漁業者間の所得・利潤の平衡を図る以上のものにはなっていない。しかし二〇〇海里体制以降、「資源管理型漁業」という用語のもとで、漁業管理の必要性が強調されるようになってきた。

漁業機械

ぎよぎよきかい 漁業に關係ある機械の総称。明治時代末期から大正時代初期以降の漁船の動力化に伴い、副漁具として漁船に漁業機械が裝備されるようになった。漁業機械は、漁労作業の機械化による省力、省人化を図ったもので、漁獲の増大と漁業経営の安定に寄与している。現在、各種の漁業で使用している漁業機械は多種多様である。漁船に裝備され漁労作業に密接な關係があるものと、直接漁獲に關与するものと、漁労作業を支援するものとに大別される。

前者のおもなものに、自動イカ釣り機、自動カツオ釣り機がある。自動イカ釣り機は、この種の機械のうちもっとも早く実用化に成功している。自動的の漁具の巻き揚げ・降下を反復して行わせる装置である。操業中、漁業者は機械の性能に改良・改善すべき点が残っているが、ほぼ理想的な自動魚釣り機といえる。自動カツオ釣り機は、漁業者が行う一本釣りの動作を機械に行わせるものである。カツオを釣り上げるには、カツオが摂餌する際の引張り力に応じた「合わせ」が必要のため、自動イカ釣り機に比べて微妙な動作が要求され、完全に実用化するには若干の問題点が残っており、さらに研究が続けられ、普及は徐々に進んでいるが、自動イ

カ釣り機には及ばない。

後者のおもなものにトロールウィンチ、巻網用環網ウィンチ、パワーブロック、ネットホーラーやラインホーラー、その他のウィンチ類とベルトコンベヤー、フィッシュポンプがある。初期の漁業機械はほとんどウィンチ類であり、漁具、漁獲物を船内に収揚するには必須の設備である。漁網、網を直接リールに巻き取る方式と、摩擦車を用いる方式とがある。トロールウィンチ、巻網用環網ウィンチは直巻式であり、パワーブロック、ネットホーラーやラインホーラーは摩擦車を用いた方式である。漁業機械には摩擦車を用いた方式のものが多く、ベルトコンベヤー、フィッシュポンプは漁具あるいは漁獲物を移送するのに用いられているものと同様の機械である。フィッシュポンプは、ポンプによって水と漁獲物を同時に吸い上げて移送し、排出口で水と漁獲物を分離する。集魚灯で集めた魚をフィッシュポンプで直接吸い上げる漁法がある。

漁業機械の駆動には油圧装置を用いるものが多い。油圧装置は、微妙な速力のコントロールが容易である、急激に加わる過大なテンション（緊張）にも対応でき、遠隔操縦が容易である、設置場所に特別の条件がない、などの特性があり、使用条件が過酷な漁船の裝備に適している。↓漁具

漁業気象

ぎよぎよきしょう 漁業と気象との關係を調査研究する分野であるが、漁船の安全のための気象通報を含める。

水産生物、主として魚類の生態とそれを取り巻く環境条件、水温、塩分、密度、流れ、透明度、濁度、溶存酸素量、栄養塩類などとの關係を調査する。これらのうち主分野をとくに水産気象とよぶことがある。たとえば、海洋の魚類にはその成育に適する水温があり、日本近海のように寒流と暖流とが複雑に交錯する所では、海水温の分布によって、主要な魚類の生息範囲を知ることできる。このため海水温の分布図を気象庁は漁船に通報している。

気象の状態が漁獲量に大きな影響を与える。たとえば低気圧の通過とブリの漁獲量との間には密接な關係があり、低気圧の通過直後からその量が増大することが多い。これは、低気圧の通過による海面の攪拌が濁りを増すためといわれている。また大規模な現象としては、貿易風

の消長がペルー沖の海水温の上昇を促し、エルニーニョ現象をおこして、カタクチイワシの漁獲量に大きな打撃を与えることがある。

また低気圧や台風の通過が、漁船の海難を引き起こすので、気象庁では操業中の漁船に気象の実況、高低気圧や前線の位置と動向を知らせる漁業気象通報などを実施している。そのほか外洋や沿岸の波浪図や、冬間に北洋へ出漁する船舶には海水図なども無線模写通報によって通報して海難の防止に努めている。《安藤隆夫》

漁業規制

ぎよぎよきせい 漁獲制限ともいう。水産資源を自由競争的に漁獲すると、乱獲に陥ったり、生産効率が極端に低下するところから、古くからいろいろの規制措置がとられてきた。それを方法別に整理すると、体長（体重）制限、漁区制限、漁期制限、漁具（漁法）制限、漁獲量制限、漁獲努力量制限の六つになるが、実際にはこれらのいくつかを組み合わせるものが普通である。

(1) 体長制限 資源の繁殖を保護するために、未成魚の漁獲を禁じたり、商品価値の高い大形魚を確保するために一定サイズ以下の魚の漁獲を禁じたりする。鯨やアワビなど、この方法を適用しやすいものもあるが、一般には大形魚といふしに混獲されることが多く、実行に困難がある。

(2) 漁区・漁期制限 いわゆる禁漁区や禁漁期の設定であり、小形魚がとくに集中する漁期や漁区がある場合にとくに有効である。ただし、対立する漁業者の単なる利害調整のために、これが設定されることも少なくない。

(3) 漁具制限 生態系を破壊するものなど極端に高効率の漁具の使用を禁止して資源の回復を図り、漁獲量の増大を間接的にねらうものと、網目規制のように漁獲対象魚のサイズを調節して直接的に漁獲量増大をねらうものがある。

(4) 総漁獲量および総努力量制限 前者は漁獲量そのものを調節して、最大持続生産量（M S Y ≡ maximum sustainable yield）を直接実現しようとするものであり、後者は過大な漁獲努力を制限することによって経済効果の増大を図ろうとするものである。実行上の困難はあるが、一般にもっとも高次の規制方法とみなされる。

漁業協同組合

ぎよぎよきょうどうくみあい 沖合漁業を主とする中小漁業者、沿岸・内水面

漁業を主とする零細漁家などが、経済的・社会的

的地位を向上するために組織している協同組合。水産業協同組合法（昭和三年法律二四二号）によって、設立方法、組合員資格、業務、組合の運営方法等が詳細に規定されている。

沿岸や内水面の同一地区に居住する漁業者によって構成されている地区別漁業協同組合と、同一漁業を営む漁業者によって構成されている業種別漁業協同組合とがあり、全国で前者が約三〇〇〇、後者が約三〇〇組織されている（一九六〇）。

組合は組合員の経済的・社会的地位の向上を図るために、次のような各種の事業を実施している。

(1) 信用事業 組合員の貯金受け入れや資金の貸付を行う事業。漁業経営に必要な資材の購入ならびに漁船・漁網などを設備するにあたって、漁業者は一般的に自己資金が乏しいので借入金に多くを依存せざるをえない状態にあるが、組合はこれらの資金需要をまかなっている。この貸付に必要な資金は、農林漁業に対する専門の金融機関である農林中央金庫や農林漁業金融公庫などから、都道府県ごとに設立されている信用漁業協同組合連合会を経て供給される。このような金融体制を組合系統金融と称するが、一九五〇年代以降この体制が著しく整備されたことにより、旧来漁業者が商人や個人金融業者などの高金利資金を借入し、経営が圧迫されるような状態を脱却するに至った。↓漁業金融

(2) 購買事業 組合員が必要とする漁業用資材や生活用品などを一括購入し、組合員へ供給する事業。とくに漁業用燃油やノリ養殖資材については、上部団体の都道府県連合会、全国漁業協同組合連合会の取扱品を組合員に供給するいわゆる系統購買が進んでいる。しかし、その他の資材は組合員が一般の商店より購入する場合が多く、購買事業は低調にとどまっており、この事業の目的が実現するよう、組合員の協力と組合の努力が要請されている。なお、漁場汚染を防止するための無害洗剤の普及に組合購買事業は重要な役割を果たしている。

(3) 販売事業 組合員の漁獲物や加工品を一括集荷して共同で販売する事業。生鮮魚貝類は、組合が開設し卸売業務を行う産地魚市場で、仲買人にせり・入札などの方法で販売されるのが一般的である。ノリ、ワカメ、コンブなどの加工

品は、組合が前記上部団体に出荷し、上部団体が一括販売する系統販売が進んでいる。販売事業は、組合員の生産物の安定価格を維持することが目的であるから、地元の産地魚市場でせり・入札価格が暴落した場合などは、市場への上場を調整したり、他の市場へ出荷するなどの対策を講ずることも考慮されている。また、消費者側の要請もあって、消費地の生活協同組合、小売商組合、農業協同組合などへ直接販売することもしだいに活発となってきた。これがいわゆる「産直」と称せられるもので、中間流通が排除されることにより、生産者・消費者双方に利益をもたらす方式といわれている。

以上のほか、組合員個々で経営するには不適な漁業を組合が経営する漁業自営、冷蔵庫・船揚場・漁具倉庫などの組合施設を組合員に利用させる利用事業、漁場の環境保全、資源の保護増殖を図る事業、海難事故防止・救済、福利厚生事業、経営・技術の改良、生活改善などを指導する事業など、多岐にわたる事業を実施している。

地区別漁業協同組合の場合は、単に事業を行うだけでなく、沿岸や内水面における主要な漁業権を所有し、管理している点に、他の協同組合と異なった特徴がある。すなわち、共同漁業権・特定区画漁業権・定置漁業権の所有主体であり、漁場の管理者である。組合員は、組合が定めた漁業権行使規則に基づいて漁場を利用するわけである。したがって、公平・適切な漁場利用が行われるためには、漁業協同組合の民主的運営がその鍵を握っているといえるのである。

〔中井 昭〕

④黒沢一清著『漁業協同組合論』（現代水産経済論）所収・元二・北斗書房）

漁業儀礼 ギョギョウキョウ 豊漁を祈り操業の安全を願って、漁民が営む祭事儀礼。

〔常時行う簡単な儀礼〕裸潜りで海に潜ろうとするとき、一本釣りの釣り糸を投げ込むとき、延縄を海に降ろすとき、網を海に入るときなど、すべて漁にとりかかろうとするとき、チュツとかツォーと唇を鳴らす特殊な音をたて、あわせて「エブスさん」とか「大漁」などと唱えたりする風は各地でみられた。延縄や網などはこれを引き揚げの際にも「ツヨ大漁」と唱えたり、引き揚げの掛け声とともに「夷三郎」とか「オーダマ様」などと唱える風もあった。船上に祀る船霊様に対しては乗船の際「ツヨ



漁業儀礼 漁期の初め出漁祝いとして、船から餅をまいて豊漁祈願をする。三重県鳥羽市神島

と声をかけるほか、ていねいな所では毎朝船主の妻などが供え物を持ってゆく風があった。船上でご飯を炊いたときには飯蓋にご飯を盛って、船霊様やオーダマ様に供えたり、竜宮さんのためご飯を海中に投げ込んだりする風もあった。出港の際エビスの祠などの近くを通るとき、そこへ向けて水をかけたり、漁をして帰ってくる時にもそこへ向けて魚を投げかけたりする風も各地でみられた。あるいは、とってきした獲物の一部を神の祠へ持って行って供えるカケイオの風も珍しくない。

〔漁期の始め・終わり、あるいは定まったときの儀礼〕たとえばカツオ漁の始まる前、若者たちが村の各社へ大漁祈願に回り、そのあとで船主の家で酒宴を開いたりする所がある。網漁の始まる前、神主をよんで網や船を拝んでもらうような所もある。初めての網おろしのときオーダマ様その他漁の神々に船に祀り、酒を飲むという所もある。また初漁の獲物はその心臓を海に納め残りを船霊様に供え、帰るとそれを船主の家へ届けたりするような所もある。初漁のカツオは切り身にして少しずつ親戚や近所に配る

風もあった。漁期の終わったとき、神主が祈禱して船霊の性根を抜き、これをお宮の定まった場所へ納めるような所もあった。ときに漁期の初めあるいは終わりと合致することもあるが、一年のうちの定まった日に漁の神を祭り大漁を祈る風も各地にみられた。正月の二日、一日、九月節供、一〇月二〇日のエブス講など、そのような儀礼の行われる日であった。

〔不漁の続くとき、あるいは大漁のときの儀礼〕不漁の続くとき、船霊様、エブス様はじめ漁の神々に供え物をして漁を祈り、宮籠りもするが、それでも効き目がないと、船霊様の入れ替えをしたり、自家のエブスを舌に包んで海に投げ、よそのエブスをとってきたりもする。また漁の指図に使う布手を神社に持って行って拝んでもらったりもする。あるいは御輿を出して船に乗せ網代（漁場）を回ったり、寺の木魚をたたく棒をひそかに持ってきて船に積んだりもする。これと反対に、大漁で一定量以上の漁獲があると、船の定まった所に、一部のチ（幟）竿を通すための小さい輪を外して幟を立て、常と違った掛け声で引き上げてくる風があった。船上で漁の神を祀る所もあるが、帰ってから船主（網主）の家に一同集まって漁の神を祀って酒宴を開く。

〔大きな獲物をとったときの儀礼〕サケ、マスのような大きな魚になると、槌で頭をたたいて殺すような残忍な所作を伴うせいでもあろう、これまでにとった魚が何千匹にもなったとき、漁場近くの丘の上とか、寺の境内に供養塔を建てて魚霊を弔う風がある。島根県でワニというフカなど、これをとるたびに特別な儀礼をもって処理していたが、さらに巨大なクジラのような獲物になると、数多くの話を打ち込まれたすえに大剣で切られ、血の海の中で断末魔の咆哮をあげる惨状を見て、漁人たちが声をそろえて念仏を唱えるありさまで、捕鯨地にはクジラの供養塔が建てられている。その胎児を埋めた鯨塚などもある。

④柳田国男編『海村生活の研究』（一九九・日本民俗学会）▽漁人（桜田勝徳著作集2 漁民の社会と生活）所収・元二・名著出版）

漁業金融 ギョギョウキョウ 漁業に対する資金の貸借、信用の授受を総称してよぶ。日本の漁業は、①単一的構成の農業とは違って、小生産者の漁家、中小漁業資本、独占的漁業資本からなる複合的構成をもつ、②漁船を生産手段の基軸としておもに採取生産が行われ、自然条件に強く影響を受ける、以上二点の特徴をもち、そのことが漁業金融に固有の性格を与えている。

一般に小生産者は、もともと通常の金融サービスにのりにくいが、漁業の場合それが加速している。そのため漁家ならびに中小漁業資本をおもな対象として、系統金融（農林中央金庫・信連・単協の三段階組織）および制度金融（農林漁業金融公庫）が重要な役割を演じている。日本水産、大洋漁業を代表とする大手資本はおおむね一般金融機関に依拠するが、一般金融機関を総体としてみれば、都市銀行・大手、地方銀行・中小に分かれ、両者ともに運転資金の供給に重点がある。敗戦直後の食糧逼迫期に強まった銀行との関係は、ドッジ・ライン後しだいに薄らいでいくが、それでも一九六〇年代なかばまで特殊金融機関「農林中央金庫・農林漁業金融公庫」からの貸出を上回り、戦後の漁業金融の一特徴となっている。

戦前からの前史をもつ系統金融体制は、水産業協同組合法の施行、漁業手形制度の創設、漁業制度改革に伴う漁業権証券の交付などにより、また制度金融もそれをおもに担う農林公庫の設立により、一九五〇年代前半に枠組みを整え、高度成長期に急伸長を遂げた。沿岸から沖合へ、沖合から遠洋への政策展開のもとで、農業からの遊休資金が農林中央金庫を通じてより利潤率の高い漁業部門に投じられ、また系統金融との競合・調整問題ははらみつづ農林公庫の漁船融資が活発に行われた。六〇年代後半からは漁協の資金力充実に応じて県漁連が長期貸付の中心を占め、オーバー・ローンを解消し、漁業系統金融の農業からの自立化を達成する。しかしそれは同時に、資金需要者「中小資本、供給者」漁家の階層的区分を固定化させることとなり、自前金融化が進んだ農協とは異なり、漁協では、県漁連に対し預金を預け金とし貸付金は借入金を充当する、再預け転貸方式（いわゆる「すれ違い金融」）を定着させた。協同組合本来の理念である経済的弱者の相互金融からは遠くかけ離れたのである。

漁業においては採取生産としての性格上、生産手段たる漁船の性能がすべてに優先するため、しばしば財務基盤を無視した過大な投資が企てられた。漁場の拡大による発展は、自己資本比率が割にも及ばない借入金依存経営と表裏の關係にあったのである。日本経済が低成長期に移行し二〇〇海里時代を迎えた一九七〇、八〇年代には、低燃油・魚価上昇という発展要因が失われ、中小資本の不況業種ばかりでなく、漁業全体としても、近年では借入金が年間生産額を凌駕し、全般に政策金融による強力なてこ入れが行われている。農林公庫では、六〇年代に始まる沿岸漁業構造改善資金が漁船貸付を上回るに至り、系統金融では、漁業近代化資金（元金貸付）および緊急融資資金が増大した。とりわけ漁業再整備特別措置法（一九七〇）にうたわれた緊急資金が、経営危機に襲われた特定不況業種に集中し、漁業金融体制を動揺させているのである。 小野征一郎

④小野征一郎著『水産金融論』（現代水産経済論）所収・一九八・北斗書房）▽全国漁業協同組合連合会編『水産業協同組合制度史 第一（三巻）』（一九七・水産庁）

漁業権 ギョギョウケン 漁業法に基づき、特定の水面において特定の水産動植物の採捕または養殖を営業として行う権利であり、都道府県知事の免許によって設定され、物権として土地に関する規定が準用される。

漁業権の種類には、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の三種があり、区画漁業権はさらに三種類、共同漁業権は五種類にそれぞれ分類されている。また、入漁権といって、他の漁業協同組合または同連合会がもっている共同漁業権またはひび建て養殖業など六種類の特定区画漁業権の漁場に入って漁業を営む権利がある。この入漁権は知事の免許によるものではなく、漁業権者である組合と入漁者である組合との間で入漁権設定の契約を結ぶことによって発生する。

漁業権は、自ら働く漁民に与えることを原則としているが、免許者が自ら営まないで、もっぱらその管理を行うという漁業権がある。組合管理漁業権とよばれ、共同漁業権、特定区画漁業権、入漁権がこれに該当する。これらの漁業権の内容をなす諸漁業は、漁業権者である漁協・漁連の組合員が各自で営む権利をもつとされ、それを漁業行使権とよぶ。これに対し、漁

業権者が自ら当該漁業を営むものを、経営者免許漁業権または自営漁業権とよび、定置漁業権と、区画漁業権のなかから特定区画漁業を除いた一般の区画漁業権とがこれにあたる。

組合管理漁業権においては、漁業権（入漁権）行使規則を制定することになっており、行使権者の資格要件、漁場の管理方法、遵守事項等が定められる。これは、漁協・漁連の自主的な内部規制であるが、知事の認可によって効力が発生する。

漁業権を都道府県知事が免許するにあたり、知事はあらかじめ水面の総合的高度利用のための「漁場計画」をつくり、漁業権の種類、内容等を決めて公示する。漁業者から免許申請があると、本人の「適格性」が漁業法（一四條）の規定に基づいて審査され、適格者が複数で競願になったときには、知事は、漁業権の種類ごとに定められている「免許の優先順位」に従って免許者を決定する。ただし漁業権には存続期間が法定されており、①共同漁業権、真珠養殖業および海面における水産動物養殖業の区画漁業権は一〇年、②定置漁業権、特定区画漁業権、③以外の区画漁業権は五年である。

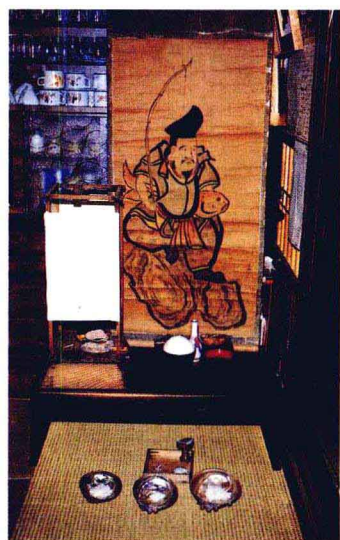
漁業権自体は私権であるが、既述の諸事項のほか、多くの公的制約が付けられている。すなわち、移転の禁止、担保物権の設定・実行についての制約、貸付けの禁止、持分処分制限、物権的請求権の制限、「制限条件」や「委員会指示」による行使方法の制約などで、著しく公権の性格を帯びているといえる。 長谷川彰

漁業災害補償制度 ギョギョウサイイガイホシヨウセイト 漁業経営の救済と安定を図ることを目的とした共済制度。中小漁業者が協同して共済組合を組織し、組合員は掛金を支払い、自己の営む漁業で生じた損失をその掛金をもって組合員相互で補填しあうものである。漁業は、生産の対象とする資源が海況異常などにより変動することから豊凶の差が大きく、また養殖施設なども台風等により損害を被りやすく、このことが資本力の弱い中小漁業経営を不安定に陥れる。そこで、異常の事象または不慮の事故により漁獲金額が減少したり、養殖中の水産動植物、養殖施設、または漁具に損害を受けたたりした組合員に、共済組合が損害の程度に応じて共済金を支払う制度が必要となる。わが国では一九六四年に漁業災害補償法（昭和三九年法律一五八号）が制定され、これに基づいて各都道府

県単位に漁業共済組合と全国段階の漁業共済連合会が設立されることになった。連合会は再共済事業を行うが、六七年の法改正でその再共済責任を政府がさらに保険することになった。この漁業再保険事業は一般会計から繰り入れられる特別会計で執行される。このほか、共済金の支払いに必要な資金の供給を円滑にすることを目的として漁業共済基金が設けられている。政府はその基金の一部を出資するほか、共済掛金および共済団体の事業費の一部を補助し、本制度の運営に支障を生じないように措置している。このような補助を受けながらも、漁業の産業的特徴から共済掛金率が高く、したがって加入率も八二年度で二五％と低率である。事業開始以来八〇年度までに累積収支で三五六億円の赤字が生じている。 高山隆三

漁業神 ギョギョウシン 漁民によって祀られてきた神。漁民の願いは大漁と海上安全の祈願に要約されるものであろう。その祈願対象となる神々は多彩だが、大漁の祈願に広く信仰されているのは恵比須である。摂津の西宮神社や出雲の美保神社などが中心的存在として知られているが、民衆の信仰のなかにはさまざまな形で受け入れられ、西南日本では海中から拾い上げた石を神体とする例が多くみられる。また海上安全祈願には、船霊が船の守護神として全国的に祀られている。伝統的な和船では、神体として人形、毛髪、さいころなど、五穀などが祀り込められていることが多い。網にもエビスアバなどと呼ばれる浮子に網霊が祀られることがある。漁業神としてはほかにも、竜神、水神、山神、地藏などの神仏が祀られ、各地に漁民の信仰を集める社寺があるが、讃岐の金毘羅、庄内の善宝寺、志摩の青峯山正福寺、三陸の金華山などが知られている。 神野善治

④桜田勝徳著『海の宗教』（元・淡交社）▽桜田勝徳著作集1 漁村民俗誌（一九八〇・名著出版）▽牧田茂著『海の民俗学』（一九四・岩崎書店）



漁業神 〔左〕恵比須神 漁の守護神として漁民の間で厚く信仰されている。三重県鳥羽市
〔右〕船霊様 人形、毛髪、さいころなどを神体とし、船舶の守護神として祀られる。神奈川県小田原市

漁業水域 ギョギョウスイイキ 排他的経済水域

漁業調整委員会 ギョギョウチョウセイイイカイ 漁業調整のために漁業法に基づいて設けられている組織であり、その基本となる海区漁業調整委員会は漁業者の直接選挙による委員を中心に構成される。漁業調整とは、水産資源の繁殖保護、漁業者の所得水準保持、さらには海面の総合的利用（漁業法一八條）を目的として設けられる漁業規制とその運用をさし、水産行政の根幹をなすものである。組織の種類には海区漁業調整委員会のほか、連合海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、中央漁業調整審議会がある。

①海区漁業調整委員会 農林水産大臣が定めた海区ごとに設置され、現在その数は全国で六六（うち二六は一府県一海区）ある。その委員数

は一人、選挙による漁民代表委員九人、知事選任の学識経験者四人、公益代表委員二人によって構成される。ただし、離島などの特殊な立地条件にあるとして大臣に指定された海区の場合は、六人、三人、一人の計一〇人である。委員の任期は四年。

委員会は漁業調整に関して、制度上は次のような広範囲の強力な権限をもっている。①漁場計画の樹立、漁業権の免許申請の可否、漁業権に対する制限条件の設定、府県漁業調整規則の制定・改廃等について調査審議し知事に意見を述べる。②入漁権の設定・変更・消滅について裁定する。③漁業に関係の深い土地または土地の定着物の使用について知事に意見を述べ、かつ当事者間の協議が不調のときは裁定する。

④以上の意見具申および裁定の権限のほか、漁業権や入漁権の行使方法をはじめ、資源保護や漁業紛争防止等の必要があれば、漁業権以外の漁業についても、採捕制限・禁止、漁業者数の制限、漁場利用の制限などを指示することができる。いわゆる委員会指示とよばれるもので、発動の仕方によっては非常に大きな力をもつ。

(2)連合海区漁業調整委員会 漁船漁業ではその操業範囲が二海区以上にあたる場合が多い。このため二つ以上の海区をあわせた連合海区を設定して調整を行うのがこの組織であり、海区委員会との協議により、知事または農林水産大臣が知事に命じて、いつでも必要に応じて設置することができる。

(3)内水面漁場管理委員会 河川・湖沼などの漁業調整を担当する組織であり、都道府県を単位として設けられる。選挙制はとらず、一般採捕者および学識経験者から知事が任命する。委員の定数は通常一〇人であり、その任務・権限は海区委員会とほぼ同じである。

(4)中央漁業調整審議会 指定漁業の許可に関する事項をはじめ、漁業法施行上の重要事項を審議する中央機関としてこの組織がある。委員数は二五人で、漁業者・漁業従事者代表一五人、学識経験者一〇人を内閣総理大臣が任命する。任期は四年。

漁業法 りきぎょうほう 漁場をだれにどう使わせるかという漁場利用関係を定めたもので、漁業生産に関する諸制度の基本をなす法律。

わが国で漁業法が初めて制定されたのは一九〇一年（明治三四）で、江戸時代を通じて各藩ごとに形成されてきた漁場利用の権利関係に対

し、法律による全国的統制が行われることになった。この法律が一九一〇年に全部改正（実質的にはごく一部分の改正）されたものがいわゆる「明治漁業法」であり、その後一九三三年（昭和八）にも漁業組合制度に関する改正（協同組合へ改組する道を開く）がなされたが、漁業権制度そのものは改められることなく、第二次世界大戦後まで長期にわたってわが国の漁業秩序を規制してきた。この明治漁業法は、江戸時代からの旧慣を、漁場の利用関係や権利主体など全般にわたり、基本的には従来の事実関係をそのまま認める立場から、近代法的に整備したものである。すなわち、各集落の地先水面における地元民の入会漁業の権利は「専用漁業権」、他集落の地先水面への入会慣行は、他の専用漁業権に対する「入漁権」、個別的に漁場を独占利用する漁業のうち、漁具を一定の場所に定置するものは「定置漁業権」、貝藻類等を養殖するものは「区画漁業権」、その他の漁業慣行は「特別漁業権」としてそれぞれ免許されることになった。なお専用漁業権には、慣行に従って免許される「慣行専用漁業権」と、慣行によらず新たな申請によって「漁業組合」のみに免許される「地先水面専用漁業権」の二種類があった。

現在の漁業法は一九四九年（昭和二四）に、連合国最高司令部の日本民主化政策の一環として実施された漁業改革のために制定されたものであり、明治漁業法に基づく旧漁業権はすべて、政府が補償金を交付して一斉に消滅させ、新漁業権への全面的な切り換えが行われた。なお、このために支出された補償金（総額約一八二億円）は、新漁業権者が毎年政府に納める「免許料」により償還されることになっていたが、同時に設けられた「許可料」とともに、一回だけ徴収されたあと、一九五三年にこの制度は、漁業者の反対に基づく議員立法により廃止された。

漁業法はその目的を「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ること」にあるとしており、一九五二年の改正（指定漁業制度の創設等）を経て、その構成は、総則、漁業権及び入漁権、指定漁業、漁業調整、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会、土地及び土地の定着物の使用、内水面漁業、雑則、罰則、とな

っている。

また漁業法の適用範囲は、公共の用に供している一般の海、河川、湖沼であり、私有水面は範囲外になる。領海内では日本人に対すると同様外国人に対しても適用される。他方、日本人に対してはその所在のいかんを問わず適用されるのであり、公海はもちろん外国の領海内での漁業でも原則としてこの法の適用を受けることになる。

漁業無線 りきぎょうむせん 漁船の航行や操業の安全を図り、操業能率の向上に寄与する目的で行う無線通信。漁場の気象、海況、操業状況、操業上の打合せなどに関する通信で、漁業用海岸局と漁船の船舶局とによって運用され、海岸局と船舶局相互間の通信を無線電信および無線電話を用いて行う。漁業用海岸局は漁協（漁業協同組合）または無線漁協（無線漁業協同組合）、国または都道府県、任意組合、社団法人などによって経営されているが、漁協または無線漁協が経営するものが多い。近年、小規模の無線電話によるの海岸局が増加し、遠距離通信のための海岸局は減少傾向がみられる。漁業用海岸局が取り扱う漁業通信は無料である。有料の公衆通信を取り扱うために日本電信電話会社と委託契約をしている海岸局もある。

漁船の船舶局のほとんどは超短波無線電話局である。近年、二〇ノ以下の小型漁船の船舶局が増加し、小型漁船の操業能率の向上、海難防止に貢献している。総トン数一〇〇ノ以上の漁船には原則として船舶安全法で無線電信の装備を強制している。

漁業労働 りきぎょうろうどう 水界の動植物を採捕、栽培、増・養殖するための生産活動をいう。大型漁船で高度の装備を備え、遠洋漁場まで出漁する大規模漁船漁業では、船長、漁労長（船頭）、航海士、機関長、機関士、通信士、甲板員（漁夫）などの職種に分かれるが、小型漁船で沿岸漁業や養殖漁業を営む場合には、家族経営が主であって、航行から漁獲までのすべての労働が少数の従事者によって行われる。

漁業労働は漁業種やその規模によって、労働内容、労働時間、労働強度が異なるが、一般的に次の特徴がある。(1)労働の季節性。漁業は、水界に生息し、季節的に回遊・移動する魚類や、季節にしたがって成長する海産・貝類を採捕する産業であるから、それら魚貝藻類の自然的・生態的特性に制約される。また魚貝藻類の

漁業労働／漁船船員の災害発生・疾病発生状況の推移

単位：上段＝人（延べ）、下段＝千人率

	1972年	1977	1980	1981	1982
災害被災者数	5 235	4 090	4 079	3 712	3 550
災害発生率	44.9	32.3	35.5	33.5	32.9
疾病発生病件数	6 220	4 842	4 275	3 922	4 306
疾病発生率	53.4	38.3	37.2	35.4	39.9

注：災害被災者数・疾病発生病件数は、死亡および休業3日以上のある者。災害発生率・疾病発生率は、漁船船員総数に対する漁船船員の被災者数・疾病患者数。運輸省『船員災害疾病発生状況報告集計書』による

産卵、繁殖の時期には水産資源保護を目的とした禁漁期間が設定されるために、これによっても制約を受ける。また海洋の気象条件によっても漁期が制限される。季節的な制約を克服して、漁場をかえながら、同一の漁法で周年操業する業種は、遠洋のマグロ延縄漁業、遠洋トロール漁業など少数である。(2)労働の不規則性。漁業労働は、移動する魚群を捕獲するために、魚群の発見にしたがって作業を開始するので、一日の漁作業を計画的に設定することができない。同一漁場で同一時間作業しても資源状況によって漁獲量が異なることが多く、労働は時間的にも強度からいっても不規則となる。もちろん天候によっても左右される。(3)労働・生活環境の閉鎖性。遠洋漁業の場合には、航海期間が一年を超す場合があり、社会的に隔離された狭い船内という労働・生活環境に置かれ、個人的生活と欲望は制約を受ける。このことから、乗組員間の人間関係の管理・統制が、漁労能率を高めるためにも、漁労長の大きな役割となる。(4)高災害発生率・高疾病率。水上で動揺する漁船での労働は危険性が高く、海中転落や海難事故による死亡・傷害が多い。また狭い船内における長期間の生活と労働から、消化器系・筋骨格系の疾患が多い。一九八二年度（昭和五七）のわが国の漁船船員の災害発生率は漁船以外の汽船の一・六倍、陸上全産業労働の平均の四倍である。(5)労働収益の不安定性。漁業生産は、水産資源の自然的変動、漁獲などの人為的

影響によって生産量が大きく変動し、また、豊凶によって漁獲物の市場価格も変動することから、労働収益も不安定・不確定となる。企業的な漁業では漁獲量によって賃金変動する出来高払いの歩合制がとられている。

④高山隆三他編著『現代水産経済論』（一九三・北斗書房）

極 きよく 地球や天体、および物理学の分野での用語。

〔物理学〕棒磁石の両端のように磁力の集中した部分を磁極とよぶ。今日では（電）磁気現象は場の概念に基づいて考えるのが普通で、磁極は磁場とのみ相互作用し、この相互作用の仕方によって磁極の性質や強さを考えることができる。二つの磁極の間にはそれぞれの磁極のつくる磁場を通してクーロン力が働き、これによって磁極の強さを定義できる。磁極の強さは磁気量ともよばれる。したがって磁極は磁気量の集中した部分であるといえることもできる。

磁極には二種類あって正と負で区別する。今日までに確かめられているような物質や素粒子においても、磁気量はかならず正負等量の強さの磁極が対になって現れる。したがって物質中の全磁気量はかならずゼロになる。磁極の対のうち、大きさを無限に小さくする理想化を行ったもの（実体として考えることもしばしば有益である）が正確な取扱いは抽象的概念を磁気双極子という。現実の巨視的な大きさの磁極はすべてこの双極子の集合体と考えることができる。日常なじみのあるのは磁石である。磁極の正負の区別の仕方は、磁石と地球磁場との相互作用で決められたのが起源である。北に向くほうの磁極をN（正）極、南に向くほうの磁極をS（負）極とよぶのが普通である。↓磁気双極子 ↓磁石

〔地球〕①地球の極。地球の地軸と地球表面との交点を極といい、北極と南極とがある。北極は北緯九〇度にあたり、その地点を北極点とよぶ。南極は南緯九〇度にあたり、その地点を南極点とよぶ。地軸は自転軸となり、極の周りにわずかに不規則な円を描いて反時計回りに運動している。これを極運動とよび、多くの国で地球緯度観測所を設けて観測している。

②地磁気の極。地球は一つの磁石で、これを地磁気と称し、相反する二つの極をもつ。現在、北磁極は北緯七八・五度、西経九八度付近に、

南磁極は南緯六九・五度、東経一四〇度付近にあるが、地球生成以来その位置が変動してきた。磁極は地球磁場の磁力の伏角が九〇度になる地点にあたる。↓地磁気

〔天文学〕地球上の北極・南極のように、天球上にも二極を定めることができる。その場合、軸のとり方によっていろいろな極がある。

①地球の自転軸の延長が天球と交わる点を「天の北極・南極」とよぶ。これは天球上の星の位置を表す「赤経・赤緯」（赤道座標系）の基準となる。

②天球上の黄道に垂直な軸により「黄道の極」が定められる。これは、りゅう座とていぶる座にあり、惑星の位置を表すのに用いる「黄経・黄緯」（黄道座標系）の基準となる。

③銀河面に垂直な方向を「銀極」とよぶことがある。これは「銀河座標系」を定める。

このように「極」はいろいろな座標系の基準点となるために、それを精密に決定することが天文学の重要なテーマとなる。このなかでよく、地球の自転軸を表す「天の極」と、扁平な地球の対称軸を表す「平均軸」、および地球上の南北極の投影としての「慣用国際原点」（CIO極）の三者の関係が重要である。CIO極は、位置天文観測所の鉛直線方向と天球との関係により観測的に決定される。対称軸はこれと固定関係にあるはずであるが、実際には地球の「非剛体性」などの理由により変動がある。一方、対称軸と自転軸とに不一致がある場合、一方が他方の周りを回るような運動がおこる。これは一八世紀にオイラーによって理論的に予言され、一九世紀末に観測的に確認された。これが「極運動」で、地球内部を研究するのに重要なデータを提供する。

玉 きよく ジェード Jade ともいい、普通は硬玉（ひすい）と軟玉（ネフライト）の二種類をさす。しかし、それらに類似した外観をもつ別種の鉱物からなる飾り石も含まれることがある。地名を冠したものはほとんどこの例で、カリフォルニアジェード（ベスフ石）、メキシコジェード（方解石）、フランスパールジェード（緑色の灰岩きくろ石）などがある。軟玉は、透閃石あるいは緑閃石の非常に微細な結晶が集まってできている。世界中に産地が多く、価格も低い。大型の美術工芸品などによく利用される。それに反して硬玉は、ひすい輝石の微細な結晶が集まってできている、硬度も軟玉より高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

〔魚具〕①魚具の種類は非常に多く、その分類法にもさまざまな様式があるが、漁法に重点を置いて、それに構成を加味した分類が一般的である。前記の網漁具、釣り漁具、雑漁具は、さらに漁具の漁獲生物に対する機能的な違いによって、運用漁具（能動漁具）と固定漁具（受動漁具）とに大別される。運用漁具は、漁具を能動的に操作して生物を採捕するものであるから、この網漁具は、その水中形状と大きさのほかに、漁獲しようとする動物の運動機能に対応した漁具操作がその漁獲能力を左右する

り高く、世界的に産出量が限られている。とくに緑色の美しいものは著しく価格が高く、宝石として扱われる。このようなものは、ほとんどビルマでのみ産する。↓玉器

る。これに対して固定漁具は、動物が来遊したり、かかるのを待ってとるという動物の感覚や習性に対するトリック漁法をとっているため、人間の感覚では微妙な漁具漁法条件の変化も漁獲性能を著しく変えることがある。このように二大別された各漁具は、さらに細かく分類（表13）されるが、ここでは主要漁具の概要を述べることにする。

〔網漁具〕①運用網漁具 1 引網類 袋状の網に長い引き綱をつけて水中を水平方向に引き回し、動物を入網させて漁獲する漁具を引網類という。引網類は地引網類と船引網類とに分類される。地引網類は陸岸を拠点として、網を岸に引き寄せて漁獲する漁具である。船引網類は船に網を引き揚げる漁具で、船を一定の場所に止めて、網を船まで引き寄せる引寄せ網類と、船で網を引き回す引回し網類とがある。引網類のほとんどは底生動物を漁獲対象としてつくられており、表層魚を漁獲対象としているのは引寄せ網類中の浮引網類のみである。底引網類は底生動物を対象として、漁具を着底したまま引き寄せる。この網は袋状の網口の左右に両翼網がつき、二本の引綱で引き回されるものと、両翼網を欠き袋状の網口前に桁棒またはピームを取り付けて一本の引綱で操作されるものがある。一袋両翼型には各種の手繰網、一袋型には各種の桁網などが含まれる。後者は、船を移動進行させて網を着底させたまま引き回すものである。船の進行には、風や潮流を利用して横走するものと、動力で縦走するものがある。前者には各種の打瀬網があり、後者には小型機船底引網、一そう引き機船底引網、二そう引き機船底引網、トローリ網など漁業上重要なものが多い。小型機船底引網は、総トン数一五〇未満の動力船により引網される各種の底引網で、一そう引き機船底引網は手繰網と大差がないが、漁船の大きさに相応して網規模が異なる。二そう引き機船底引網は、引網中の網口を広げるために二そうの船が適当な間隔を保って引網するようにつくられた網である。トローリ網は一袋両翼の底引網で、二本のワープとよばれる長い引綱に各一枚の抵抗板（オッターボード）を装着し、これが受ける抵抗によって両翼網を左右に広げながら引網するもので、近年は投揚網も船尾から行うスターントローリ網となり、操作のほとんどが機械化された能率の高い漁具となっている。しかし、この網の網漁具に

る。これに対して固定漁具は、動物が来遊したり、かかるのを待ってとるという動物の感覚や習性に対するトリック漁法をとっているため、人間の感覚では微妙な漁具漁法条件の変化も漁獲性能を著しく変えることがある。このように二大別された各漁具は、さらに細かく分類（表13）されるが、ここでは主要漁具の概要を述べることにする。